福岡市障がいを理由とする差別を解消するための条例検討会議

意見提出シート（第４回会議　平成２８年１１月２５日（金））

委員名　　井上純治

* **意見提出シートは、全文公表し、事前配布をお願いします。**

**８　差別の禁止等**

　①「市及び事業者」ではなく「**何人**」とする。

　理由：この条例は、市民のものであり差別をしてはいけないのは、「市及び事業者」

　　　　のみではない。

　② 合理的配慮の提供について、意思の表明が困難な場合もあり、合理的配慮が認識

できれば、合理的配慮をしなければならないとする。

　③ 「事業者は努力義務」ではなく「義務」とする。

　　理由：事業者には、過重な負担の適用除外がある。ここが条例の大きなポイントで

あり障害者差別解消法にないことを、上乗せ・横出しの条例ができる。

**５　福岡市の責務**

　　「必要な財政措置を講ずる」を追加する。